

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	船 江 恒 平
加古川市監査委員	木 谷 万 里
加古川市監査委員	岡 田 妙 子

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項及び加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

市民協働部（市民課、人権文化センター、東加古川市民総合サービスプラザ、市民活動推進課、スポーツ・文化課、市民センター（加古川・加古川北・野口・平岡・尾上・別府・両荘・加古川西・志方））、産業経済部（産業振興課、農林水産課）、建設部（土木総務課、営繕課、公園緑地課、道路保全課、道路建設課、治水対策課）及び会計室（会計課）において、令和6年度から7年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和7年10月1日から令和7年12月24日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。